

ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム
金泉ふれあいの杜 事業運営規程

(平成24年10月6日制定)

改正	平成26年	1月25日	平成26年	6月27日	平成27年	12月	2日	
	平成28年	6月14日	平成29年	6月29日	令和	元年	7月22日	
	令和	2年	7月28日	令和	3年	8月	1日	
	令和	6年	8月	1日	令和	6年	4月	1日

(施設の目的)

第1条 社会福祉法人佐渡ふれあい福祉会が開設するユニット型地域密着型特別養護老人ホーム金泉ふれあいの杜(以下「施設」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の職員(以下「職員」という。)が、要介護者に対し、適切な指定介護老人福祉施設サービス(以下「施設サービス」という。)を提供することを目的とする。

(施設の運営方針)

第2条 施設は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行う。

- 2 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って施設サービスを提供するよう努める。
- 3 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 4 施設の利用可能な日は毎日として、休日についてはこれを設けない。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(施設の名称及び所在地)

第3条

- 1 名称 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム金泉ふれあいの杜
- 2 所在地 新潟県佐渡市北狄1500番地2

(利用者の定員)

第4条 施設における介護老人福祉施設の入所定員は、ユニット型個室27名とする。災害時等やむを得ない場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条

- 1 管理者 1人
常勤にて施設の職務に従事し、施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の

管理を行う。又、従業者に必要な指揮命令を行う。

- 2 医師（嘱託医）1人（非常勤）
利用者の診療・健康管理及び保険衛生指導を行う。
- 3 生活相談員 1人以上
利用者及び家族の必要な相談・苦情に関することに応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は、福祉サービスを提供する者等との連携を行う。
- 4 ユニットリーダー 3人
生活相談員を補佐し、利用者の個性、心身の状況、生活歴などを具体的に把握した内容を、利用者の日常生活を適切に支援する介護員と共有して職員間の連携を円滑にする。
- 5 介護支援専門員 1人以上
利用者の要介護申請や調査に関すること又、相談や苦情に関すること並びに自立した日常生活を営むことが出来るように支援する上で解決すべき課題を分析し、適切な施設サービスが提供されるよう施設サービス計画の作成等、計画の実施状況の把握及び評価を行うとともに、必要に応じて計画の変更を行う。
- 6 介護職員 利用者の数が3又は、その端数を増すごとに1人以上
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- 7 栄養士 1人以上
利用者の給食業務に従事し、栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行うとともに、栄養管理関係書類の整備及び食品衛生法の定めるところによる衛生管理等を行う。
- 8 調理員 実情に応じた適当数
栄養士の作成した献立表による調理業務を行う。
- 9 看護職員 1人以上
利用者の診療補助及び看護及び介護並びに利用者の保健衛生と健康管理とする。
- 10 機能訓練指導員 1人以上（看護師と兼務）
利用者の機能訓練に関することと、それに伴う介護職員への指導等を行う。
- 11 事務員 1人（兼務）
庶務及び会計事務とする。

（施設サービスの内容及び利用料等）

第6条 施設サービスの内容は次のとおりとし、指定施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準による。

2 施設介護サービス

（1）入浴

入浴又は清拭を週2回行う。

但し、身体状況等の理由により入浴が出来ない場合は、清拭を実施し清潔確保に努める。

（2）排泄

排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行う。

（3）機能訓練

機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施する。

- (4) 健康管理
嘱託医師や看護師が、健康管理を行う。
- (5) その他自立への援助
寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮する。
清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容を行う。
- (6) 社会生活上の便宜
必要な共用娯楽設備を整え、施設での生活を実りあるものとするために、レクリエーション行事等を行う。
- (7) 食事の提供
利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に行う。
- (8) 施設サービス計画
介護支援専門員は、利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて自立した日常生活を営む上で利用者の解決すべき課題を把握し、他の職員と協議のうえ、施設サービスの目標及び達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供するうえで留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。施設サービス計画の作成後においても、施設サービス計画の実施状況及び利用者の解決すべき課題の把握を継続して行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。施設サービス計画の原案及び変更案について利用者又はその家族に対して説明して同意を得る。
- (9) 栄養管理
- (10) 口腔衛生の管理
 - ※ 入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算する。30日を超える病院又は診療所への入院後に再び入所した場合も同様とする。
 - ※ 利用者が、入院又は外泊をした場合は、別途徴収する。但し、入院又は外泊の初日及び最終日は除く。
 - ※ 退所日に退所時等相談援助サービスを提供した場合は、別途徴収する。

3 その他の費用

- (1) 理美容代 実費
- (2) 食費負担 日額 1,445 円
- (3) 居住費負担額 日額 ユニット型個室 2,066 円
- (4) 日常品費 日額 100 円
- (5) 日常生活に要する費用で本人が負担するもの
酒等の嗜好品、個人所有の毛布のクリーニング代等。
- (6) 複写代 1枚につき 白黒 10 円 カラー 30 円
- (7) インフルエンザ予防接種料 実費

※ 上記以外の費用負担が生じた場合は、利用者又は家族と協議する。

- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

(緊急時における対応方法)

第7条 職員等は、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに家族へ連絡・協力医療機関に連絡する措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(衛生管理等)

第8条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め又は、衛生上必要な措置を講じ、医薬品及び医療機器の管理については適正に行う。

2 施設は、施設内において感染症が発生し又は、まん延しないように次の措置を講ずる。

(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催し、その結果を職員に周知徹底する。

(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針及びマニュアルを整備する。

(3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的で開催する。

(4) 感染症又は食中毒の発生が疑われる際に速やかな対応を行うための体制の整備、地域の医療機関との連携、有症者等の状況及び有症者等に講じた措置等の記録、必要に応じて市町村及び保健所の指示を求める等により、まん延の防止に万全を期する。

また、日頃から職員の健康管理を徹底し、職員や来訪者等の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置を講じ、利用者及び職員に対して手洗いやうがいを励行する等衛生教育の徹底を図る。

(非常災害対策)

第9条 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、施設の所在する地域の環境及び入居者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員周知する。

2 非常災害に備えるため、定期的に年1回以上の避難、救出その他必要な訓練を行う。

3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(秘密の保持)

第10条 職員は、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持する義務を負う。

2 職員に、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(苦情等への対応)

第11条 施設は、施設サービスに関する利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じ、その概要を利用者及び家族に文書で説明する。

(地域との連携)

第12条 施設は、地域住民又は、ボランティア団体との連携及び協力を行う等地域との交流を図る。

2 施設は、そのサービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、施設が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に

ついて知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

（身体拘束）

第13条 施設サービスの提供にあたっては、当該利用者又は、他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

2 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

3 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、利用者及びその家族へ必ず説明を行い、同意を得る。また、拘束解除に向けて、早期に見直しを行う。

4 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

（1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

（2）身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

（3）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（利用資格）

第14条 施設の利用資格は、要介護認定にて要介護と認定され、本施設の利用を希望する者であって、入院治療を必要とせず、利用料の負担が出来る者であること及びその他法令により入所出来る者であること。

2 施設の入所判定委員会にて入所順位が決定された者であって、入所の順番が到来した者から入所させる。

（記録の整備）

第15条 次の事項を記録する。

2 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

3 利用者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（1）地域密着型施設サービス計画

（2）提供した具体的なサービスの内容等の記録

（3）身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等の記録

（4）市への通知に係る記録

（5）苦情の内容等の記録

（6）事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

4 その他の記録は、文書管理規程による。

(暴力団等の排除)

第 16 条 事業の運営について、新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）第 3 条に規定する基本理念にのっとり、同条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は、同条第 3 号に規定する暴力団等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除する。

(利用者の入院中の取扱)

第 17 条 管理者は利用者について、入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね 3 ケ月以内に退院することが明らかに見込まれる時は、利用者及び身元引受人（家族等）の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入所することが出来るようにする。

(利用者への相談及び援助)

第 18 条 生活相談員は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は身元引受人（家族等）の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(協力医療機関)

第 19 条 施設の協力医療機関の名称及び所在地は、次のとおりとする。

佐渡市立相川診療所	新潟県佐渡市相川広間町 7 番地
まもる歯科	新潟県佐渡市羽田 5 8 番地

(事故発生時の対応)

第 20 条 管理者は、施設サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村及び身元引受人（家族等）に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。

2 前項において、賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行う。

(事故発生の防止)

第 20 条の 2 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する
- (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する

(虐待防止に関する事項)

第 21 条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第22条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

（ハラスメント対策の強化に関する事項）

第23条 事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（その他の事項）

第24条

1 施設は、運営規程の概要・職員の勤務体制及び協力病院・利用料サービス等の重要事項を施設内に掲示する。

2 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

（規程の改廃）

第25条 この規程の改廃は、理事会の議決によりこれを行う。

附則（平成24年10月6日）

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附則（平成26年1月25日）

この規程は、新潟県条例施行に伴う変更のため平成25年4月1日から実施する。

附則（平成26年6月27日）

この規程は、平成26年7月1日から実施する。

附則（平成27年12月2日）

この規程は、平成26年12月2日から実施する。

附則（平成28年6月14日）

この規程は、行政庁の認可後から実施する。

附則（平成29年6月29日）

この規程は、平成29年4月1日から実施する。

附則（令和元年7月22日）

この規程は、令和元年8月1日から実施する。

附則（令和2年7月28日）

この規程は、令和2年7月28日から実施する。

附則（令和3年7月29日）

この規程は、令和3年8月1日から実施する。

附則（令和6年3月21日）

この規程は、令和6年4月1日から実施する。

附則（令和6年7月19日）

この規程は、令和6年8月1日から実施する。